

官報 号外

昭和五十二年十月二十七日

○第八十二回 衆議院會議録 第七号

昭和五十二年十月二十七日(木曜日)

議事日程 第七号

昭和五十二年十月二十七日

午後一時開議

- 第一 一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)
- 第二 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 公害健康被害補償不服審査委員会任命につき同意を求めるの件
- 運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
- 日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件
- 労働保険審査委員会任命につき同意を求めるの件
- 日程第一 一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

公害健康被害補償不服審査委員会任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査委員会任命につき同意を求めるの件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

内閣から、公害健康被害補償不服審査委員会に白石健三君及び松尾正雄君を、

運輸審議会委員に岡本悟君及び宮崎清文君を、日本放送協会経営委員会委員に加藤多喜雄君、高橋正蔵君及び宮脇朝男君を、

労働保険審査委員会に長谷川操君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、公害健康被害補償不服審査委員会及び労働

労働保険審査委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、運輸審議会委員及び日本放送協会経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

日程第一 一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長小淵恵三君。

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小淵恵三君登壇〕

○小淵恵三君 ただいま議題となりました一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、昭和五十二年年度補正予算におきましては、財政の節度を維持しつつ、公共事業費等の追加を行うため、それに必要な財源の一部については、特別な財源措置により確保することといたしておりますが、その内容は、北海道東北開発公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の国庫納付金の増額が見込まれることなどから、産業投資特別会計に生ずる余裕金を同特別会計から一般会計へ繰り入れようとするものであります。しかしながら、現在、産業投資特別会計法におきましては、この余裕金を一般会計へ繰り入れる道がありませんので、今回、単年度の特例立法として、その道を開くこととしようとするものであります。

次に、この法律案の内容を申し上げますと、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十二年度において、産業投資特別会計から、約千五十八億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとし、これに伴う同特別会計における整理について定めることとすものであります。

本案につきましては、審査の結果、一昨二十五日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきも

昭和五十二年十月二十七日 衆議院會議録第七号 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

のと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長金子岩三君。

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔金子岩三君登壇〕

○金子岩三君 ただいま議題となりました漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過

並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩み等に対処し、拿捕した外国船舶及びその乗組員等について担保金等の提供による釈放等の措置を講ずることができるようによりとするものであり、その主な内容は、

第一に、漁業水域に関する暫定措置法等の違反に関し、船舶の拿捕が行われた場合には、取締官は、その船長等に対し、担保金またはその提供を保證する書面の提供があれば違反者は釈放され、船舶等は返還される旨及び提供すべき担保金の額を告知すること。

第二に、担保金またはその提供を保證する書面が提供されたときは、取締官または検査官は、遅滞なく違反者の釈放及び船舶等の返還をすること。

第三に、提供された担保金は、主務大臣が保管し、違反者が求めに応じて出頭しなかつた等の場合には、国庫に帰属すること、等であります。

委員会におきましては、十月二十五日、鈴木農林大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行い、同日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席国務大臣

- 大蔵大臣 坊 秀男君
- 農林大臣 鈴木 善幸君
- 運輸大臣 田村 元君
- 郵政大臣 小宮山重四郎君
- 労働大臣 石田 博英君
- 国務大臣 石原慎太郎君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十七日、本院は原子力委員会委員に井上五郎君及び村田浩君を任命したことに付いて承

認した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は科学技術会議議員に鈴江康平君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は宇宙開発委員会委員に網島毅君及び八藤東禧君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は公正取引委員会委員長に橋口收君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は国家公安委員会委員に松本正雄君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

一、去る十七日、本院は労働保険審査会委員に中村博君及び山本秀夫君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

(指名通知)
一、去る十七日、本院は北海道開発審議会委員に衆議院議員阿部文男君を指名した旨内閣に通知した。

(通知書受領)
一、去る二十四日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
昭和五十二年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十二年年度特別会計補正予算(特第1号)
 昭和五十二年年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(要求書受領)

一、今二十七日、内閣から、公費健康被書補償不服審査会委員に白石健三君及び松尾正雄君を任命したので、公費健康被書補償法第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十七日、内閣から、運輸審議会委員に岡本悟君及び宮崎清文君を任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十七日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に加藤多喜雄君、高橋正蔵君及び宮脇朝男君を任命したので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十七日、内閣から、労働保険審査会委員に長谷川操君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十七日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十二回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官 伊豫田敏雄

内閣総理大臣官房
 内閣対策室長 黒川 弘

内閣総理大臣官房総務審議官 大濱 忠志

警察庁刑事局保安部長 森永正比古

行政管理庁長官官房審議官 加地 夏雄

経済企画庁調整局審議官 澤野 潤

経済企画庁物価局審議官 柳井 昭司

同 水田 治雄

科学技術庁原子力安全局次長 佐藤 兼二

環境庁企画調整局環境保健部長 山本 宜正

国土庁長官官房審議官 四柳 修

法務大臣官房司
 法制調査部長 賀集 唱

外務省アジア局長 枝村 純郎

外務省経済局次長 溝口 道郎

外務省条約局外務参事官 村田 良平

大蔵大臣官房審議官 加藤 隆司

同 米里 恕

同 福田 幸弘

同 海原 公輝

同 渡辺 喜一

大蔵省理財局次長 副島 有年

同 川崎 昭典

大蔵省国際金融局次長 宮崎 知雄

厚生大臣官房審議官 吉村 仁

厚生省環境衛生局水道環境部長 国川 建二

農林大臣官房技術審議官 川田 則雄

農林大臣官房審議官 犬伏 孝治

同 渡邊 文雄

農林省構造改善局次長 福澤 達一

通商産業大臣官房審議官 島田 春樹

同 山口 和男

同 松村 克之

通商産業省通商政策局次長 花岡 宗助

同 武田 康

資源エネルギー庁長官官房審議官 真島 健

運輸大臣官房審議官 真島 健

運輸省鉄道監督局国有鉄道部長 杉浦 喬也

運輸省自動車局整備部長 大丸 令門

運輸省航空局次長 松本 操

労働大臣官房審議官 関 英夫

同 谷口 隆志

労働省労働基準局安全衛生部長 野原 石松

労働省職業安定局失業対策部長 細見 元

自治大臣官房審議官 石原 信雄

同 砂子田 隆

同 福島 深

自治省行政局公務員部長 塩田 章

自治省行政局選挙部長 佐藤 順一

(政府委員任命)

一、去る十七日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、十七日議長において承認した伊豫田敏雄外四十六名を同日第八十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十五日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 高橋 高望君(理事佐々木良作君去る)

二十五日委員辞任につきその補欠(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 松本 善明君 補欠 柴田 睦夫君

地方行政委員

辞任 和田 一郎君 補欠 矢野 絢也君

法務委員

辞任 正森 成二君 補欠 松本 善明君

大蔵委員

辞任 松本 善明君 補欠 正森 成二君

社会労働委員

辞任 永原 稔君 補欠 刀祢正也君

辞任

相沢 英之君 補欠 根本龍太郎君

辞任

井上 裕君 補欠 古井 喜實君

辞任

根本龍太郎君 補欠 相沢 英之君

辞任

古井 喜實君 補欠 井上 裕君

辞任

農林水産委員 古浦 忠治君 補欠 浅井 美幸君

昭和五十二年十月二十七日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

<p>建設委員 浅井 美幸君 吉浦 忠治君 補欠</p> <p>予算委員 根本龍太郎君 玉沢徳一郎君 補欠</p> <p>辞任 古井 喜實君 石川 要三君 浅井 美幸君 吉浦 忠治君 矢野 詢也君 和田 一郎君 河村 勝君 西田 八郎君 柴田 睦夫君 正森 成二君 石川 要三君 古井 喜實君 西田 八郎君 河村 勝君 正森 成二君 瀬崎 博義君 玉沢徳一郎君 根本龍太郎君 吉浦 忠治君 浅井 美幸君 和田 一郎君 矢野 詢也君</p> <p>議院運営委員 辞任 刀祿館正也君 永原 稔君 永原 稔君 刀祿館正也君</p> <p>一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>商工委員 辞任 稻葉 修君 補欠 藏内 修治君</p>	<p>建設委員 松本 善明君 補欠 瀬崎 博義君</p> <p>予算委員 辞任 藏内 修治君 補欠 稲葉 修君</p> <p>辞任 木村 俊夫君 森 清君 中山 正暉君 原田昇左右君 三池 信君 玉沢徳一郎君 宮澤 喜一君 小此木彦三郎君 不破 哲三君 瀬崎 博義君 小此木彦三郎君 宮澤 喜一君 玉沢徳一郎君 三池 信君 原田昇左右君 中山 正暉君 森 清君 木村 俊夫君 瀬崎 博義君 不破 哲三君</p> <p>大蔵委員 辞任 永原 稔君 補欠 刀祿館正也君 永原 稔君</p> <p>社会労働委員 辞任 石橋 一弥君 補欠 三池 信君</p>	<p>建設委員 川田 正則君 宮澤 喜一君 津島 雄二君 木村 俊夫君 木村 俊夫君 津島 雄二君 三池 信君 石橋 一弥君 宮澤 喜一君 川田 正則君</p> <p>建設委員 辞任 瀬崎 博義君 補欠 不破 哲三君</p> <p>議院運営委員 辞任 刀祿館正也君 補欠 永原 稔君 刀祿館正也君 永原 稔君</p> <p>一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>大蔵委員 辞任 永原 稔君 補欠 刀祿館正也君 永原 稔君</p> <p>議院運営委員 辞任 刀祿館正也君 補欠 永原 稔君 刀祿館正也君 永原 稔君</p> <p>一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>内閣委員 辞任 上田 卓三君 補欠 山花 貞夫君</p>	<p>法務委員 辞任 佐々木良作君 補欠 高橋 高望君</p> <p>大蔵委員 辞任 丹羽 久章君 補欠 谷 洋一君 山下 徳夫君 石川 要三君 石川 要三君 山下 徳夫君 谷 洋一君 丹羽 久章君</p> <p>通信委員 辞任 山花 貞夫君 補欠 上田 卓三君 上田 卓三君 山花 貞夫君</p> <p>予算委員 辞任 大内 啓伍君 補欠 河村 勝君 春日 一幸君 河村 勝君 佐々木良作君</p> <p>議院運営委員 辞任 渡沢 利久君 補欠 栗林 三郎君 栗林 三郎君 栗林 三郎君 渡沢 利久君</p> <p>一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>内閣委員 辞任 宇野 亨君 補欠 三池 信君</p>
---	---	---	---

外務委員
三池 信君 宇野 亨君
三池 信君 補欠
不破 哲三君 寺前 巖君
玉沢徳一郎君 三池 信君
寺前 巖君 不破 哲三君

社会労働委員
工藤 晃君 山口 敏夫君
山口 敏夫君 工藤 晃君

商工委員
安倍晋太郎君 渡部 恒三君
安倍晋太郎君 補欠

予算委員
木野 晴夫君 安倍晋太郎君
寺前 巖君 不破 哲三君
不破 哲三君 寺前 巖君

決算委員
山口 敏夫君 工藤 晃君
工藤 晃君 山口 敏夫君

(理事補欠選任)
一、去る二十五日、物価問題等に関する特別委員会において、次のおり理事を補欠選任した。
理事 平泉 涉君(理事青木正久君去る五日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員
辞任 補欠
刀祢館正也君 中川 秀直君

一、去る二十一日、議長において、次のおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任 補欠
瀨崎 博義君 東中 光雄君
中川 秀直君 刀祢館正也君

一、去る二十五日、議長において、次のおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任 補欠
増岡 博之君 福島 謙二君
久保 等君 阿部未喜男君
山本 政弘君 馬場 昇君
坂口 力君 草川 昭三君
馬場 昇君 山本 政弘君
草川 昭三君 坂口 力君

一、昨二十六日、議長において、次のおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任 補欠
近江巳記夫君 古寺 宏君
瀨崎 博義君 津川 武一君

(議案提出)

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
津川 武一君 瀨崎 博義君
古寺 宏君 近江巳記夫君

公害対策並びに環境保全特別委員
辞任 補欠
阿部未喜男君 細谷 治嘉君
刀祢館正也君 大原 一三君
大原 一三君 刀祢館正也君

(条約提出)
一、去る二十日、内閣から提出した条約は次のとおりである。
所得に対する租税に関する二重課税の回避のため
の日本国とチェコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求める件

(議案提出)
一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案

(議案受領)
一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員

確保に関する法律の一部を改正する法律案
(条約付託)
一、去る二十日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
所得に対する租税に関する二重課税の回避のため
の日本国とチェコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求める
の件(条約第三号) 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
原子爆弾被爆者等援護法案(大原亨君外六名提出、衆法第一号) 社会労働委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号) 農林水産委員会 付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案(内閣提出第八号) 運輸委員会 付託

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案(内閣提出第一〇号) 農林水産委員会 付託

一、去る二十五日、議長において、次のおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和五十二年十月二十七日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(久保亘君外六名提出、参法第一号)(予)

文教委員会 付託

(条約送付)

一、去る十七日、第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした次の条約を参議院に送付した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避のため

の日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のため

の日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めめるの件
投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の締結について承認を求めめるの件
アジア太平洋電気通信共同体憲章の締結について承認を求めめるの件

(議案送付)

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
昭和五十二年一般会計補正予算(第一号)

昭和五十二年度特別会計補正予算(特第一号)
昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第一号)

一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
原子爆弾被爆者等援護法案(大原亨君外六名提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和五十二年度一般会計補正予算(第一号)
昭和五十二年度特別会計補正予算(特第一号)
昭和五十二年度政府関係機関補正予算(機第一号)

(調査要求承認)
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十五日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、行政機構並びにその運営に関する事項
二、恩給及び法制一般に関する事項
三、国の防衛に関する事項
四、公務員の制度及び給与に関する事項
五、栄典に関する事項
二、調査の目的
国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
昭和五十二年十月二十五日
内閣委員長 正示啓次郎
衆議院議長 保利 茂殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、裁判所の司法行政に関する事項
二、法務行政及び檢察行政に関する事項
三、国内治安及び人権擁護に関する事項
二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
昭和五十二年十月二十五日
法務委員長 上村千一郎

衆議院議長 保利 茂殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、厚生関係の基本施策に関する事項
二、労働関係の基本施策に関する事項
三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
昭和五十二年十月二十五日
社会労働委員長 橋本龍太郎
衆議院議長 保利 茂殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、通商産業の基本施策に関する事項
二、中小企業に関する事項

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議長 保利 茂殿

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的の基本施策の樹立並びに

総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十二年十月二十五日

商工委員長 野呂 恭一

衆議院議長 保利 茂殿

一、通信委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和五十二年十月二十六日

通信委員長 八百板 正

衆議院議長 保利 茂殿

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

昇仙峡バス転落事故に関する質問主意書(鈴木強君提出)

中央自動車道大月ジャンクションに関する質問

主意書(鈴木強君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は

次のとおりである。

地方自治法施行令の一部(別表第一)改正に伴う

基準の引上げに関する質問主意書(鈴木強君提

出)

元韓国出身戦犯者の補償に関する質問主意書

(渡沢利久君提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書

は次のとおりである。

鳥取県米子市宗像字下サイ手地先一級河川日野

川水系法勝寺川廃川敷の処理問題に関する質問

主意書(武部文君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は

次のとおりである。

合成洗剤の安全性等に関する質問主意書(島本

虎三君提出)

伊達火力発電所パイプライン建設に伴う資料公

開と手続きに関する質問主意書(土井たか子君

提出)

(答弁書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領し

た。

衆議院議員板川正吾君提出原子力発電所の発電

コスト等に関する質問に対する答弁書

原子力発電所の発電コスト等に関する質問主

意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年十月三日

提出者 板川 正吾

衆議院議長 保利 茂殿

原子力発電所の発電コスト等に関する質問

主意書

我が国の原子力発電所において、稼働に入つた

原子炉は二三基を数えているが、これらの原子炉

の安全性について幾多の疑問があるのみならず、

その経済性についても解明が進んでいない。

については、次の諸点に関し、数値等を明らかに

されたい。

一 稼働に入つた発電用原子炉(一三基)ごとに、

運転開始以来、できる限り最近時点までの間に

おける次の事項

昭和五十二年十月二十七日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

- 1 発電所の建設及び運転に要した一切の資本費・経費(燃料費を除く。)の総額と内訳
- 2 核燃料取得費及び使用済燃料再処理委託費
- 3 総発電電力量と年度ごとの内訳
- 4 年度ごとの送電端発電コストとその内訳(資本費、直接費、間接費、燃料費、送電費)及び計算方法
- 5 年度ごとと通算の時間稼働率及び設備利用率
- 二 同じく原子炉ごとに、年度ごとの送電端発電コストとその内訳の当初計画
- 三 同じく原子炉ごとに、今後における次の事項の見直し
 - 1 使用済燃料再処理、廃棄物処理処分、発電プラント閉鎖等に要する経費とその内訳
 - 2 年度ごとの送電端発電コストとその内訳
 - 四 石炭火力発電所における最近一〇年間の年度ごとの平均送電端発電コストとその内訳
 - 五 現在までに政府が投入した発電用原子炉の開発利用に関する経費とその区分ごと、年度ごとの内訳

昭和五十二年十月二十一日
内閣総理大臣 福田 赳夫
衆議院議長 保利 茂殿
衆議院議員板川正吾君提出原子力発電所の発電コスト等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員板川正吾君提出原子力発電所の発電コスト等に関する質問に対する答弁書

一 について
1 稼働に入つた発電用原子炉十三基(以下「稼働中原子炉」という。)の運転開始以降昭和五十一年度までの建設価額並びに運転に要した費用(燃料費を除く。)の総額及びその内訳については、別表第一に示すとおりである。なお、原子力発電設備の取得価額及び原子力発電費は、共通施設が多いこと等の理由により原子炉ごとに整理されていないため、一の発電所で二基以上稼働している東京電力(株)福島第一原子力発電所並びに関西電力(株)美浜発電所及び高浜発電所については、原子炉ごとに區別せず、発電所ごとの値を示した。以下別表第二及び別表第四についても同様の理由

により、発電所ごとの値を示した。

- 2 稼働中原子炉の運転開始以降昭和五十一年度までの核燃料取得価額及び使用済燃料再処理費は、別表第二に示すとおりである。
- 3 稼働中原子炉の運転開始以降昭和五十一年度までの発電電力量の推移及びその累計については、別表第三に示すとおりである。
- 4 稼働中原子炉の運転開始以降昭和五十一年度までの送電端発電コスト及びその内訳の推移並びにその計算方法については、それぞれ別表第四及び別表第五に示すとおりである。
- 5 稼働中原子炉の運転開始以降昭和五十一年度までの時間稼働率及び設備利用率の推移並びに通算の時間稼働率及び設備利用率については、別表第六に示すとおりである。

二 について
電源開発基本計画に組み入れられた時点における稼働中原子炉の送電端発電コストの当初計画は、別表第七に示すとおりである。なお、同当初計画においては、当該原子炉の運転開始初年度の総送電端発電コストのみが示されてお

り、年度ごとの発電コスト及びその内訳は示されていない。
三 について
稼働中原子炉ごとの今後の使用済燃料再処理、廃棄物処理処分、発電プラント閉鎖等に要する経費及びその内訳並びに稼働中原子炉ごとの今後の年度ごとの送電端発電コスト及びその内訳については、物価及び賃金の上昇率、技術革新の可能性、追加投資及び人員配置等経営にかかわる諸要素、金利水準等不確定な要素が多いため、算出が困難である。
四 について
石炭火力発電所における最近十年間の平均送電端発電コスト及びその内訳の推移については、別表第八に示すとおりである。
五 について
昭和四十三年度から昭和五十一年度までに政府が投入した発電用原子炉の開発利用に関する予算の総額及びその区分ごとの内訳の推移については、別表第九に示すとおりである。
右答弁する。

昭和五十二年十月二十七日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長の報告

別表第一 稼働中原子炉の建設価額及び運転に要した費用
(昭和51年度末現在)

(単位:億円)

区分 発電所名(会社名)	建設価額	運 転 に 要 し た 費 用		
		資 本 費	そ の 他	計
東海(日本原子力発電(株))	447	419	224	643
敦賀(同上)	363	261	200	461
福島第一(東京電力(株))	1,652	777	484	1,261
浜岡(中部電力(株))	626	117	108	225
美浜(関西電力(株))	1,396	522	325	847
高浜(同上)	1,271	415	230	645
島根(中国電力(株))	410	177	172	349
玄海(九州電力(株))	544	132	89	221
計	6,709	2,820	1,832	4,652

(注) 1. 建設価額とは、原子力発電設備の取得価額である。
2. 資本費、その他運転に要した費用(燃料費を除く。)については、別表第五に示す計算方法に基づき算定した。

別表第二 核燃料取得価額及び使用済燃料再処理費
(昭和51年度末現在)

(単位:億円)

区分 発電所名(会社名)	核燃料取得価額	使用済燃料再処理費
東海(日本原子力発電(株))	126	45
敦賀(同上)	152	12
福島第一(東京電力(株))	357	1
浜岡(中部電力(株))	83	—
美浜(関西電力(株))	267	—
高浜(同上)	228	—
島根(中国電力(株))	117	—
玄海(九州電力(株))	87	—
計	1,417	58

(注) 1. 核燃料取得価額は、装荷核燃料の取得価額の累計である。
2. 使用済燃料再処理費は、昭和51年度末までに支払った再処理核燃料の輸送費及び再処理委託費の累計である。

別表第三 原子力発電所の発電電力量の推移

(単位:百万KWh)

会社名	発電所名 (運転開始年月日)	年度 認可出力 (MW)	年度													累計
			40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51		
日本原子力発電(株)	東海(41. 7. 25)	166	11	555	605	1,037	799	916	1,013	980	1,025	987	997	1,011	9,936	
	敦賀(45. 3. 14)	357				272	2,371	2,162	2,264	2,469	1,527	1,396	2,143	14,603		
東京電力(株)	福島第一1号(46. 3. 26)	460					311	2,674	2,646	1,954	1,055	659	1,001	10,300		
	2号(49. 7. 18)	784							533	3,974	1,137	3,276	8,920			
	3号(51. 3. 27)	784								1,288	2,940	5,000	9,228			
	計	2,028					311	2,674	2,646	2,487	6,317	4,736	9,277	28,448		
中部電力(株)	浜岡(51. 3. 17)	540									323	2,557	2,508	5,388		
関西電力(株)	美浜1号(45. 11. 28)	340						983	2,161	1,094	815	221	0	0	5,274	
	2号(47. 7. 25)	500								2,492	2,364	2,792	1,152	2,044	10,844	
	3号(51. 12. 1)	826											157	4,244	4,401	
	計	1,666						983	2,161	3,586	3,179	3,013	1,309	6,288	20,519	
	高浜1号(49. 11. 14)	826									15	4,190	3,898	3,772	11,875	
2号(50. 11. 14)	826										319	4,256	2,771	7,346		
計	1,652									15	4,509	8,154	6,543	19,221		
中国電力(株)	島根(49. 3. 29)	460									529	3,048	3,074	2,551	9,202	
九州電力(株)	玄海(50. 10. 15)	559										106	2,879	3,600	6,585	
合 計		7,428	11	555	605	1,037	1,071	4,581	8,010	9,476	9,704	19,830	25,101	33,921	113,302	

(注) 発電端電力量を示し、試運転電力量を含む。

別表第四 原子力発電所の送電端発電コストの推移

(単位：円/KWH)

会社名	発 電 所 電 名	年度 発電 コストの内訳	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
日 本 原 子 力 発 電 公 司	東 海	資 本 費	6.01	6.80	4.51	6.15	5.12	4.04	4.01	3.71	3.80	3.73	3.55
		直 接 費	1.14	1.72	1.18	2.05	1.90	1.63	1.58	1.68	2.22	2.43	3.13
		間 接 費	0.51	0.57	0.32	0.70	0.49	0.38	0.35	0.28	0.41	0.39	0.83
		燃 料 費	2.03	1.93	1.72	1.36	1.15	1.09	1.06	0.96	0.84	0.93	0.95
		計	9.69	11.02	7.73	10.26	8.66	7.14	7.00	6.63	7.27	7.48	8.46
	敦 賀	資 本 費				1.74	1.57	1.78	1.68	1.48	2.54	2.33	2.09
		直 接 費				1.12	0.50	0.70	0.64	0.63	1.53	2.14	1.73
		間 接 費				—	0.38	0.35	0.30	0.23	0.53	0.55	0.78
		燃 料 費				0.72	0.73	0.69	0.67	0.64	0.64	0.66	0.81
		計				3.58	3.18	3.52	3.29	2.98	5.24	6.18	5.41
	計	資 本 費	6.01	6.80	4.51	5.51	2.56	2.49	2.38	2.13	3.04	3.20	2.55
		直 接 費	1.14	1.72	1.18	1.91	0.89	1.00	0.93	0.93	1.80	2.26	2.18
		間 接 費	0.51	0.57	0.32	0.60	0.40	0.36	0.32	0.25	0.48	0.49	0.80
		燃 料 費	2.03	1.93	1.72	1.26	0.85	0.82	0.79	0.74	0.72	0.78	0.86
		計	9.69	11.02	7.73	9.28	4.70	4.67	4.42	4.05	6.04	6.73	6.39
東 京 電 力 公 司	福 島 第 一	資 本 費					9.61	2.60	2.48	2.69	2.33	4.05	2.71
		直 接 費					0.45	0.64	0.89	1.21	0.78	1.87	1.33
		間 接 費					0.97	0.47	0.51	0.64	0.46	0.90	0.63
		燃 料 費					0.89	0.73	0.74	0.72	0.69	0.72	0.70
		計					11.92	4.44	4.62	5.26	4.26	7.54	5.37
中 部 電 力 公 司	浜 岡	資 本 費										1.17	3.78
		直 接 費										0.71	2.47
		間 接 費										0.29	1.11
		燃 料 費										0.67	0.68
		計										2.84	8.04
関 西 電 力 公 司	美 浜	資 本 費					3.80	2.37	2.82	2.58	2.41	6.46	2.16
		直 接 費					0.41	0.75	0.53	1.20	1.23	3.98	1.06
		間 接 費					0.45	0.43	0.46	0.58	0.62	1.56	1.50
		燃 料 費					0.79	0.77	0.77	0.71	0.54	1.26	0.73
		計					5.45	4.37	4.58	5.07	4.80	13.26	4.45
	高 浜	資 本 費									1.85	2.02	3.02
		直 接 費									0.31	0.64	1.42
		間 接 費									0.26	0.40	0.64
		燃 料 費									0.63	0.66	0.61
		計									3.05	3.72	5.69
	計	資 本 費					3.80	2.37	2.82	2.58	2.08	2.60	2.60
		直 接 費					0.41	0.75	0.53	1.20	0.68	1.07	1.25
間 接 費						0.45	0.43	0.46	0.58	0.41	0.55	0.57	

昭和五十二年十月二十七日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十二年十月二十七日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長の報告

中国電力(株)	島根	燃 料 費						0.79	0.77	0.77	0.71	0.59	0.74	0.67	
		計						5.45	4.37	4.58	5.07	3.76	4.96	5.09	
		資 本 費									1.53	1.96	1.92	2.32	
		直 接 費									0.07	0.72	1.18	2.63	
		間 接 費									0.26	0.51	0.65	0.75	
九州電力(株)	玄海	燃 料 費									0.81	0.75	0.73	0.73	
		計									2.67	3.94	4.48	6.43	
		資 本 費												1.87	2.39
		直 接 費												0.43	1.29
		間 接 費												0.41	0.65
8 発電所計		燃 料 費											0.68	0.68	
		計											3.39	5.01	
		資 本 費	6.01	6.80	4.51	5.51	3.28	2.49	2.58	2.39	2.26	2.61	2.67		
		直 接 費	1.14	1.72	1.18	1.91	0.77	0.80	0.76	1.04	0.86	1.24	1.55		
		間 接 費	0.51	0.57	0.32	0.60	0.47	0.44	0.43	0.46	0.46	0.58	0.67		
燃 料 費	2.03	1.93	1.72	1.26	0.81	0.80	0.76	0.73	0.67	0.72	0.70				
計	9.69	11.02	7.73	9.28	5.33	4.53	4.53	4.62	4.25	5.15	5.59				

別表第五 原子力発電の送電端発電コストの計算方法

有価証券報告書を基礎として次に掲げる方法により計算した金額を送電端電力量で除した額

一 資本費 次に掲げる金額の合計額

(1) 「原子力発電費」のうち「普通償却費」

(2) 「電気事業財務費用」並びに利益処分に係る「利益準備金」及び「配当金」の合計額から「電気事業財務収益」を控除した金額に、「電気事業固定資産」及び「核燃料」の年平均帳簿価額のうちに「原子力発電設備」及び「装荷核燃料」の年平均帳簿価額の占める割合を乗じて得た金額

二 直接費「原子力発電費」のうち「減価償却費」、「核燃料減損額」及び「核燃料減損修正損」を控除した金額

三 間接費 次に掲げる金額の合計額

(1) 「一般管理費」、「試験研究費及び開発費の償却費」並びに「電力費振替勘定(貸方)」の合計額から「電気事業雑収益」を控除した金額に、「電気事業営業費用」対象人員から「休止設備費」、「貸付設備費」及び「一般管理費」対象人員を控除したもののうちに「原子力発電費」対象人員の占める割合の百分の五十並びに「水力発電費」、「汽力発電費」、「原子力発電費」、「内燃力発電費」、「送電費」、「変電費」、「配電費」及び「販売費」の合計額からそれぞれの「減価償却費」及び「燃料費」を控除した金額のうちに原子力発電の直接費の占める割合の百分の五十をそれぞれ乗じて得た金額の合計額

(2) 原子力発電の販売電力量に相当する電力量に電源開発促進税の税率を乗じて得た金額

(3) 原子力発電の総原価に事業税の税率を乗じて得た金額

(4) 利益処分に係る「利益準備金」及び「配当金」の合計額に「電気事業固定資産」及び「核燃料」の年平均帳簿価額のうちに「原子力発電設備」及び「装荷核燃料」の年平均帳簿価額の占める割合並びに法人税率等を乗じて得た金額

四 燃料費「核燃料減損額」及び「核燃料減損修正損」の合計額

(注)

卸電気事業者である日本原子力発電(株)の東海及び敦賀については、その事業の特殊性にかんがみ、右に掲げた方法に準じて計算を行った。

別表第六 原子力発電所の時間稼働率及び設備利用率の推移

社 会 名	発 電 所 名 (運 転 開 始 年 月 日)	認 可 出 力 (MW)	年 度													通 算
			41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51			
日本原子力発電(株)	東 海 (41. 7. 25)	166	時稼働率(%)	—	49.1	80.5	66.3	80.3	86.9	85.5	88.2	85.3	87.8	87.5	79.7	
	敦 賀 (45. 3. 14)	357	設備利用率(%)	—	41.5	71.3	55.0	63.0	69.7	67.4	70.4	67.9	68.2	69.5	64.4	
東京電力(株)	福 島 第 一 1 号 (46. 3. 26)	460	時稼働率(%)												47.9	
	2 号 (49. 7. 18)	784	設備利用率(%)										20.9	59.1	40.0	
	3 号 (51. 3. 27)	784	時稼働率(%)										16.5	47.7	32.1	
	総 合	2,028	設備利用率(%)											36.8	86.8	
中部電力(株)	浜 岡 (51. 3. 17)	540	時稼働率(%)											72.8	72.8	
関西電力(株)	美 1 号 (45. 11. 28)	340	設備利用率(%)											61.1	61.1	
	2 号 (47. 7. 25)	500	時稼働率(%)											53.0	53.0	
	3 号 (51. 12. 1)	826	設備利用率(%)											0	29.9	
	総 合	1,666	時稼働率(%)											0	24.0	
	高 浜	1 号 (49. 11. 14)	826	設備利用率(%)											52.3	
	2 号 (50. 11. 14)	826	時稼働率(%)											46.7	47.6	
中国電力(株)	島 根 (49. 3. 29)	460	設備利用率(%)											100	100	
九州電力(株)	玄 海 (50. 10. 15)	559	時稼働率(%)											88.7	88.7	
総 合	7,428	設備利用率(%)												37.9	40.8	
			時稼働率(%)											39.1	39.1	
			設備利用率(%)											61.1	61.1	
			時稼働率(%)											51.4	51.4	
			設備利用率(%)											66.5	75.0	
			時稼働率(%)											63.3	71.7	
			設備利用率(%)											81.9	81.9	
			時稼働率(%)											77.8	77.8	
			設備利用率(%)											65.3	65.3	
			時稼働率(%)											52.0	52.0	
			設備利用率(%)											52.0	52.0	

(注) 1. 時間稼働率 = $\frac{\text{稼働時間数}}{\text{暦時間数}} \times 100(\%)$

2. 設備利用率 = $\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間数}} \times 100(\%)$

3. 高浜2号(50. 11. 14運転開始)、玄海原子力1号(50. 10. 15運転開始)及び美浜3号(51. 12. 1運転開始)については、運転開始以降の時間稼働率及び設備利用率を計上し、総合欄には加重平均してある。

別表第七 原子力発電所の送電端発電コストの当初計画

会 社 名	発 電 所 名	電 源 開 発 調 整 審 議 会 決 定 年 月	発 電 コ ス ト (円/KWh)
日 本 原 子 力 発 電 (株)	東 海	34. 12	4.99
	敦 賀	40. 5	3.25
東 京 電 力 (株)	福 島 第 一 1 号	41. 4	3円前後
	2 号	42. 12	2.52
	3 号	44. 5	2.58
中 部 電 力 (株)	浜 岡	44. 5	2.99
関 西 電 力 (株)	美 1 号	41. 4	3円前後
	2 号	42. 12	2.70
	3 号	46. 6	2.74
	高 浜 1 号	44. 5	2.83
	2 号	45. 5	2.49
中 国 電 力 (株)	島 根	44. 5	2.85
九 州 電 力 (株)	玄 海	44. 5	2.71

(注) 電源開発調整審議会工程時に想定された運転開始初年度送電端発電コスト

昭和五十二年十月二十七日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長報告

昭和五十二年十月二十七日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長長の報告

別表第八 石炭火力発電所の平均送電端発電コストの推移

(単位:円/KWH)

年度			42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
原価	資直 間燃	本	1.20	1.12	0.92	0.88	0.87	0.76	0.74	0.79	0.73	0.84
		接	0.37	0.34	0.34	0.34	0.45	0.43	0.51	0.70	0.75	1.03
		料	0.28	0.22	0.19	0.18	0.22	0.22	0.22	0.33	0.37	0.42
		費	1.43	1.50	1.52	1.54	1.57	1.63	1.87	3.41	4.36	4.96
計			3.28	3.18	2.97	2.89	3.11	3.04	3.34	5.28	6.21	7.25

(注) 1. 対象発電所は、北海道電力(株)の滝川、砂川、江別及び奈井江の4発電所並びに電源開発(株)の磯子及び高砂の2発電所の合計6発電所の平均値である。
 2. 上記石炭火力発電所の運転開始年度は、全て昭和44年度以前である。

別表第九 政府が投入した発電用原子炉の開発利用のための経費

(通商産業省)

(単位:億円)

区分	年度	43	44	45	46	47	48	49	50	51	合計	備考
安全性・信頼性対策		—	—	—	—	—	—	—	—	1.2	1.2	原子力発電行政費のうち改良標準化等調査費を計上
核燃料サイクル等対策		—	—	—	—	—	—	1.0	1.5	1.3	3.8	核燃料事業等確立推進対策費、放射性廃棄物処理処分対策費等を計上
計		—	—	—	—	—	—	1.0	1.5	2.5	5.0	

(科学技術庁)

(単位:億円)

区分	年度	43	44	45	46	47	48	49	50	51	合計	備考
安全研究		—	—	—	1	11	25	51	65	89	242	工学的安全研究費、環境放射能安全研究費を計上
核燃料サイクル研究		10	9	12	28	44	78	136	190	196	703	ウラン資源、濃縮、再処理、放射性廃棄物等研究費を計上
計		10	9	12	29	55	103	187	255	285	945	

(注) 1. 軽水炉関係の開発利用のための経費として安全研究など安全性・信頼性対策費及び核燃料サイクル関連費(一般会計予算額)を計上した。
 2. 科学技術庁の昭和42年度以前の分については、従来、上記区分による集計は行っていない。

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。
 衆議院議員鈴木強君提出昇仙峡バス転落事故に関する質問に対する答弁書
 昇仙峡バス転落事故に関する質問主意書
 右の質問主意書を提出する。
 昭和五十二年十月十八日
 提出者 鈴木 強
 衆議院議長 保利 茂殿

昇仙峡バス転落事故に関する質問主意書
 本年八月十一日、山梨県甲府市郊外の昇仙峡において静鉄観光バスが谷底に転落、死傷者四十五人を出すと、重大事故が発生したことはまことに遺憾に堪えません。尊い人命を失われた方々に対して謹んで御冥福をお祈りし、負傷された方々には心から御見舞いを申し上げます。
 今後このような悲しい事故の絶滅を期するため次の諸点につき質問します。
 一 事故発生の原因は何であつたか。また事故発生後の救急業務は万全であつたか。
 二 死傷者に対する補償と見舞はどのようになされたか。
 三 シートベルトの着用をバスに義務づけていない理由は何か。今日までのいくつかのバスによる事故の経験にかんがみて、今後早急に運輸省令の保安基準を改正してバスにもシートベルトの着用を義務づけるべきだと思ふがどうか。

四 現場には道路標識等運転者に注意を喚起する施設がなかつたと言われているが、事故発生後この点に対する措置がなされているか。
 右質問する。
 昭和五十二年十月二十五日
 内閣総理大臣 福田 赳夫
 衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員鈴木強君提出昇仙峡バス転落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
 (別紙)
 衆議院議員鈴木強君提出昇仙峡バス転落事故に関する質問に対する答弁書
 一について
 一の前段については、警察では、現場及び車両の実況見分を徹底して実施するとともに、関係者からの事情聴取をし、車両の鑑定を実施する等して事故原因の究明に努めているが、現在、まだ、その原因を断定するには至っていない。
 一の後段については、事故発生後、甲府地区広域行政事務組合消防本部では、救急車五台、救助工作車一台、ポンプ自動車四台、その他の車両七台、計十七台四十七人、甲府地区消防団八十三人を出場させるとともに、医師会、日赤に対して現地派遣要請並びに受入先医療機関の手配を行った。また、現場においては、転落場所が勾配四十度、垂直高三十五メートルと非常

昭和五十二年十月二十七日 衆議院會議録第七号

に困難な状況下で救急隊は応急手当を、救助隊は救出並びに担架搬送を分担し、二次災害の発生もなく全員を救出し、円滑に病院への搬送を終了した。

なお、このような集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策については、消防庁、厚生省、警察庁及び日本医師会等の関係機関の協議に基づいて消防、警察、公、私立各医療施設等による災害救急医療体制の整備、通報、医師等医療機関関係者の出勤、傷病者の搬送、収容、医療資機材等の確保などの具体的な方策につき、かねてから指導を行っているところであり、今後ともなお一層の指導を強化してまいる所存である。

二について
死亡者十一名中運転手を除く十名の遺族から損害賠償の請求が本年十月五日に静岡鉄道株式会社に対してなされ、現在賠償額について協議中である。負傷者三十四名については、現在までに要した治療費の全額について同社が負担しており、それ以外の損害については、被害者からの請求を待つて協議を行うこととなつてい

る。
また、見舞いについては、同社から死傷者に対して見舞金を贈る等の措置がなされている。
三について
座席ベルトは、衝突時等における乗車人員の前方移動の防止及び衝撃緩和のために着用する

朗読を省略した議長長の報告 一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案及び同報告書

ものであるが、バスについては、その車体の構造、重量、強度、使用の態様等にかんがみ、現在は取付けを義務付けていない。

しかしながら、今後は立席を有するバス、旅客がひんばんに乗降するようなバス等義務付けることが適当と認められないものを除き、転落時の衝撃によつても有効に作用するよう確実な取付けが可能な車体強度の確保等の技術上の問題について十分検討し、取り付けることが可能と認められるものから、逐次その推進を図ることとしたい。

四について

山梨県公安委員会は、事故発生前に当該道路について、四十キロメートル毎時の最高速度の指定、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止及び駐車禁止の交通規制を実施し、これらの規制標識標示を設置していた。事故発生後は、九月八日から最高速度について三十キロメートル毎時とする規制の強化を図つた。

また、道路管理者である山梨県においては、事故発生現場の防護さくらの補修を行うとともに、新たに「屈曲あり」の警戒標識二基及び矢印板三基を事故発生現場付近に設置した。
右答弁する。

(審判通知書受領)

一、去る二十五日、内閣から、衆議院議員鈴木強君提出中央自動車道大月ジャンクションに関する質問に対して、質問事項について検討する必

要があり、これに日時を要するため、昭和五十二年十一月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十月三日

内閣総理大臣 福田 赳夫

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案
一 政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十二年度において、産業投資特別会計から、千五十八億三千六百四十六万六千円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

二 前項の規定による繰入金に相当する額は、産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)第八条の積立金の額から減額して整理するものとし、当該繰入金は、産業投資特別会計の歳出とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十二年度において、産業投資特別会計から千五十八億三千六百四十六万六千円を限り、一般会計に繰り入れることができることとし、これに伴う同特別会計における整理について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十二年度において、産業投資特別会計から、千五十八億三千六百四十六万六千円を限り、一般会計に繰り入れることができることとし、これに伴う同特別会計における整理について定めることとするものである。

二 議案の可決理由

今回の補正予算における公共事業費等の追加に要する財源の一部を確保するため、産業投資特別会計に生ずる余裕金を同特別会計から一般会計へ繰り入れることとするとは、現下の財政事情にかんがみ、適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十二年度産業投資特別会計補正予算の歳出において、一般会計への繰入金として千五

十八億三千六百四十六万六千円を計上している。
右報告する。

昭和五十二年十月二十五日

大蔵委員長 小淵 惠三

衆議院議長 保利 茂殿

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十二年十月二十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律

漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「除くほか、」の下に「第二十三条から第二十五条までの規定の実施に必要な手続その他これらの規定の施行に必要な事項については、主務省令で、その他」を加える。

第二十二條の次に次の四條を加える。

(担保金等の提供による釈放等)

第二十三条 この法律の規定に違反した罪その他の政令で定める罪に当たる事件(以下「事件」という。)に関して拿捕(船舶を押取し、又は船長その他の乗組員を逮捕することをいう。以下同じ。)が行われた場合には、司法警察員である者

であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、当該拿捕に係る船舶の船長(船長に代つてその職務を行う者を含む。)及び違反者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を告知しなければならない。ただし、事件が政令で定める外国人が行う漁業又は水産動植物の採捕に係るものであるときは、この限りでない。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶その他の押取物(以下「押取物」という。)は返還されること。
二 提供すべき担保金の額

2 前項第二号の担保金の額は、事件の種類及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第二十四条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検査官に通知するものとする。

2 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押取物を返還しなければならない。

3 検査官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押取物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

い。

第二十五条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押取物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日まで、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定期日に出席し又は当該押取物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定期日に違反者が出席せず、又は当該押取物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。(主務大臣等)

第二十六条 前三条における主務大臣及び第十五条における主務省令は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置)
2 この法律の施行前に改正後の漁業水域に関する

る暫定措置法第二十三条第一項に規定する事件に関して拿捕された船舶の船長その他の関係者から提供された現金又はその提供を保証する書面(以下「担保金」という。)は、同項の規定により提供された担保金又はその提供を保証する書面とみなす。

理由

最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩み等に対処し、拿捕した外国船舶及びその乗組員等について担保金等の提供による釈放等の措置を講ずることができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩み等に対処し、拿捕した外国船舶及びその乗組員等について担保金等の提供による釈放等の措置を講ずることができるとするにしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 漁業水域に関する暫定措置法等違反の罪に当たる事件に関して拿捕が行われた場合には、取締官は、船長及び違反者に対して、担保金又はその提供を保証する書面が主務大臣

昭和五十二年十月二十七日 衆議院會議録第七号 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、船舶等は返還されること、及び担保金の額を告知しなければならぬことと。

ただし、政令で定める外国人が行う漁業又は水産動植物の採捕に係る事件については、この限りでないこと。

(二) 担保金の額は、事件の種類及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

(三) 告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が主務大臣に対して提供されたときは、取締官又は検査官は、遅滞なく、違反者の釈放及び船舶等の返還をしなければならないこと。

(四) 担保金は、主務大臣が保管し、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭しなかつたとき、又は返還された押取物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所提出されなかつたときは、国庫に帰属すること。なお、国庫に帰属しなかつた担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還すること。

(五) この法律の施行前における拿捕に関して提供された担保金等は、この法律に基づいて提供されたものとみなすこと。

二 議案の可決理由

最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩み等に対処し、拿捕した外国船舶及びその乗組員等について担保金等の提供による釈放等の措置を講ずることができるよう必要な規定を定めようとする本案の趣旨は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十二年十月二十五日

農林水産委員長 金子 岩三

衆議院議長 保利 茂殿

(別紙)

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項に留意して本法の施行に当たるべきである。

記

一 本法に基づく担保による釈放制度については、我が国の漁業水域における外国漁船の操業違反の防止に実効を期しうるよう、適正な担保額の決定その他厳正な運営を確保すること。

二 ソ連邦水域内における我が国漁船の操業違反の未然防止のため、講習会の開催等指導の徹底に努めるとともに操業日誌の記載方法をさらに改善するようソ連邦との交渉に当たること。

三 我が国の漁業水域内における外国漁業に対す

る取締りが厳正に行われるよう監視取締体制を整備強化すること。
右決議する。

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代) 107

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可